

資料 1

岩手県立高等学校学習用端末等の購入情報提供業務

プロポーザル実施要領

令和 8 年 9 月

岩手県教育委員会事務局

教育企画室

この「プロポーザル実施要領」（以下「実施要領」という。）は、岩手県教育委員会（以下「県教委」という。）が実施する「岩手県立高等学校学習用端末等の購入情報提供業務」（以下「本業務」という。）に係る協定締結候補者（以下「協定候補者」）の選定に関して、プロポーザルに参加しようとする者（以下「参加者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を定めるものである。

1 業務協定の概要

本業務協定は公募型プロポーザル方式によるものであり、企画提案の審査により協定候補者を選定し、【資料2】令和9年度岩手県立高等学校新入生への学習用端末等の購入情報提供業務仕様書（以下、「仕様書」という。）に掲げる端末販売について、県教委と協定候補者が協議のうえ、協定を締結するものである。

（1）業務協定名

岩手県立高等学校学習用端末等の購入情報提供業務協定

（2）協定の目的

本協定は、岩手県立高等学校の生徒が、義務教育段階から培ってきたICT環境を活用した学びを継続し、学校や家庭において学習用端末を効果的に活用した学習活動に取り組むことができるよう、県教委が推奨する学習用端末及び関連サービスを、生徒及び保護者に対して、適正な価格や充実したサポート体制のもとで提供することを目的とする。

（3）プロポーザルの目的

県教委は、生徒一人ひとりの特性や学習進度、学習到達度等に応じた「個別最適な学び」、多様な意見を共有しながら課題解決等を図る「協働的な学び」、物事の本質を探り見極める「探究的な学び」をより効果的に進めるとともに、オンライン配信による教材や動画等を活用した家庭学習等の充実を図り、次代の社会を担う生徒の資質・能力を育成するため、令和6年度から段階的に個人所有の端末を導入し、生徒1人1台端末環境の整備を進めている。

本業務は、県教委が推奨する学習用端末等について、生徒及び保護者が安心して購入できる環境を整備するものであり、端末本体の性能、保証内容及びサポート体制に加え、分かりやすい購入手続や円滑な供給体制を確保することにより、生徒及び保護者の負担軽減と利便性の向上を図るものである。

県教委が推奨する端末を、スケールメリットを生かした価格及び分かりやすい購入プロセスにより提供することで、生徒及び保護者の負担軽減を図るとともに、本県のICT教育の推進及び学習環境の充実に向けて、本業務の趣旨を十分に理解し、優れた業務遂行能力、提案力及び実施体制を有する事業者を企画提案方式により募集することを目的とする。

（4）業務内容

県教委が推奨する学習用端末の生徒（保護者）への販売

※ 詳細については仕様書のとおり

※ 推奨端末のOSは、WindowsOS、ChromeOS、iPadOSの3つとするが、いずれか1つ又は2つの提案でも差し支えない。

(5) 業務協定予定期間

協定締結日から令和11年6月30日（水）まで

※ 本協定は、学習用端末の安定的な供給及び購入者への継続的なサポート体制を確保するため、3年間の協定とする。なお、端末の仕様、販売機種、販売価格、保証内容その他必要な事項については、各年度の状況を踏まえ、県教委と協定事業者が協議の上決定するものとする。

(6) 学習用端末販売価格

購入者の経済的負担の軽減を図るため、可能な限り低廉な価格で提案すること。

※ 販売価格には、仕様書の内容をすべて含むこと。

※ 本業務協定において、県教委から協定先への料金は一切発生しないことを条件とすること。

(7) 業務協定相手方数

最大3者（複数事業者による提案機会を確保するとともに、生徒及び保護者の選択肢を確保するため、最大3者を選定する。）

※ 提案する端末のOSが1つ又は2つのみの場合でも、1者とみなす。

2 スケジュール

(1) 協定締結までのスケジュール

項 目	日 程
募集公告（実施要領のホームページ掲載）	令和8年9月1日（火）
「質問票」受付期限	令和8年9月10日（木）午後5時
※質問事項に対する回答期限	令和8年9月15日（火）
「参加資格確認申請書」提出期限	令和8年9月17日（木）午後5時
参加資格確認結果通知	令和8年9月25日（金）
「企画提案書等」提出期限	令和8年10月2日（金）午後5時（必着）
「参加辞退届」提出期限	令和8年10月2日（金）午後5時（必着）
プロポーザル審査会開催（書面審査）	令和8年10月8日（木）
選定結果の通知	令和8年10月16日（金）
協定締結	令和8年10月23日（金）

(2) 協定締結後のスケジュール

項 目	日 程
配付チラシ枚数、見込み需要数暫定値提供	令和9年1月中旬（予定）
配付チラシ枚数・見込み需要数提供	令和9年2月下旬（予定）
各校へのチラシ到着期限	令和9年3月4日（木）
岩手県立高等学校入学者選抜合格者発表、 端末販売開始	令和9年3月15日（月）
1次注文受付締切日	令和9年3月31日（水）
2次注文受付締切日	令和9年4月15日（木）

1 次注文分の配送完了日 (店舗販売の場合は受領完了日。以下同じ。)	令和 9 年 4 月 30 日 (金)
2 次注文分の配送完了日	令和 9 年 5 月 31 日 (月)

3 参加者の資格要件

本プロポーザルに参加する者は、以下のプロポーザル参加資格の要件（以下「参加資格」という。）を全て満たしている者であり、かつ、県教委から参加資格の確認を受けた者とする。

なお、共同企業体（複数の者で構成されたグループ）が共同提案することも認めるが、この場合、代表者を定めた上で参加するものとし、県教委との協定締結の当事者は当該代表者とする。

また、共同提案の場合、県教委は、必要に応じて、代表者以外の構成員についても、本書「5（1）」に定める参加資格の確認に必要な書類（以下「資格確認申請書類」という。）の提出を求める場合がある。

<参加資格>

- ① 本業務履行期間内で確実に業務を遂行するための体制及び県教委の要求に応じて即時に来庁し、対応できる体制が確保されているとともに、岩手県内における相談対応、障害対応等に迅速に対応できる体制を確保していること。本実施要領に示した業務を確実に履行できる者であること。
- ② 単独で企画提案する参加者は、共同提案する他の共同企業体の構成員ではないこと。
- ③ 過去 3 カ年（令和 5 年～令和 7 年度）に都道府県又は政令指定都市に対して P C 端末等の売買又は賃貸借契約等の契約（1,000 台以上）を締結し、履行した実績を 3 件以上有すること。

なお、共同提案の場合、代表者のみの実績で構わない。

- ④ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- ⑤ 最近 1 年間に国税、都道府県税及び市町村税の滞納がないこと。
- ⑥ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てをしている者若しくは再生手続開始の申立てをされている者（同法第 33 条第 1 項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てをしている者若しくは更生手続開始の申立てをされている者（同法第 41 条第 1 項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- ⑦ この公告の日から落札決定の日までの間に、岩手県から一般委託契約に係る入札参加制限措置基準に基づく入札参加制限の措置を受けていないこと。
- ⑧ この公告の日から落札決定の日までの間に、岩手県から県営建設工事に係る指名停止等措置基準、建設関連業務に係る指名停止等措置基準又は物品購入等に係る指名停止等措置基準に基づく指名停止の措置又は文書警告に伴う非指名の措置を受けていないこと。
- ⑨ ⑦又は⑧の文書警告に伴う措置を受けている場合、この公告の日において、当該措置を受けた日から 1 月を経過していること。
- ⑩ 事業者の代表者、役員（執行役員を含む。）、支店又は営業所を代表する者等経営に関

与する者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は同条第2号に規定する暴力団若しくは同条第6号に規定する暴力団員と密接な関係を有している者でないこと。

4 プロポーザル関係書類の交付等

（１）担当

岩手県教育委員会事務局教育企画室

住所： 〒020-8570 岩手県盛岡市内丸10番1号（岩手県庁10階）

電話： 019-629-6105

電子メールアドレス： DB0001@pref.iwate.jp

（２）関係書類の交付

プロポーザルに関する実施要領等について、岩手県公式ホームページに掲載する。

※ トップページ（<http://www.pref.iwate.jp/>）→「入札・コンペ・公募情報」→「コンペ」→「コンペ参加者募集情報」

【交付資料】

資料1 プロポーザル実施要領（本書）

資料2 仕様書

（３）実施要領等に関する質問の提出及び回答の公表

実施要領等に関する質問は、【様式1-1】により提出すること。

ア 提出期限

令和8年9月10日（木）午後5時〔必着〕

イ 提出場所

岩手県教育委員会事務局教育企画室 ※連絡先は本書「4（1）」を参照

ウ 提出方法

電子メールにより提出すること。

エ 回答方法

全ての質問事項と回答事項を取りまとめて、令和8年9月15日（火）までに、岩手県公式ホームページに掲載する。

5 参加者資格確認の手続き

参加者は、下記により参加資格確認申請書を提出し、参加資格の確認を受けなければならない。

(1) 提出書類

- ・【様式1－2】プロポーザル参加資格確認申請書
- ・【様式1－3】受付票
- ・プロポーザル参加資格確認結果の通知用封筒一式
(長型3号封筒にプロポーザル参加資格確認結果の通知の送付先を明記し、定型郵便物切手を添付したもの)
- ・共同企業体協定書(該当する場合)

(2) 提出期限

令和8年9月17日(木) 午後5時〔必着〕

(3) 提出先

岩手県教育委員会事務局教育企画室 ※連絡先は本書「4(1)」を参照

(4) 提出方法

持参又は郵送により提出すること。

※ 持参の場合は、平日午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までの間に持参のこと。

※ 郵送の場合は、提出期限までに必着のこと。

(5) 確認結果通知

参加資格の確認結果は、令和8年9月25日(金)までに文書により通知する。

(6) 参加資格が認められなかった者に対する説明

参加資格確認の結果、参加資格が認められなかった者は、岩手県教育長に対し、書面(様式任意)によりその理由の説明を求めることができる。

ア 提出期限 令和8年9月29日(火) 午後5時

イ 提出先 本書「4(1)」に同じ

ウ 提出方法 持参による

県教委は、説明を求められたときは、令和8年10月1日(木)までに、説明を求めた者に対し書面等でその理由を回答する。

(7) 留意事項

ア 参加資格の確認は、参加資格確認申請書の提出をもって行う。

イ 提出期限までに上記提出書類を提出しない者は、プロポーザルに参加することができない。

ウ 参加資格確認申請書類に虚偽の記載が判明した場合は、参加資格を取り消すとともに、当該参加者が行った企画提案を無効とする。

エ 参加者は、本書「8(2)」に定める審査日までに、参加資格の要件に該当しなくなった場合は、参加資格を失う。

6 企画提案書等の提出

(1) 提出書類

ア 企画提案書（様式任意）

目次を除く各ページの下部中央にページ番号を記載すること。

企画提案書には、下記（ア）～（エ）の全ての事項について実際に履行可能な内容を記載すること。

また、共同企業体が共同提案する場合は、グループを構成する企業が業務の実施上果たす役割をそれぞれ明確に示すこと。

（ア）業務遂行能力について

業務を実施する際の体制及び全体スケジュールを示すとともに、過去3カ年（令和5年～令和7年度）に類似の業務実績がある場合は、最も規模が大きい業務実績を1件示すこと。

（イ）学習用端末について

学習用端末の仕様については、提案する端末等が仕様書を満たしていることを示すとともに、その根拠となるカタログ等の資料を添付すること。

同一OSについて複数機種を提案する場合は、推奨仕様を満たす機種のうち最も低価格な機種を標準モデルとして明示すること。なお、審査は原則として当該標準モデルを対象として行う。

また、提案する端末保証・サービスが仕様書を満たしていることを示すとともに、故障時等に対応するフローを示すこと。

（ウ）購入プロセスについて

生徒（保護者）が学習用端末を注文してから受け取るまでの購入プロセスについて示すこと。また、購入者の問合せ等にサポートする仕組みを提案すること。

（エ）その他

本事業の目的を達成するために有効だと思われる内容やサービス等があれば併せて提案すること。

イ 費用積算内容（見積書）

学習用端末の1台当たりの本体価格、販売手数料、消費税等を含めた販売単価が分かるよう作成すること。

ウ 参加者の組織概要書

参加者の組織概要、組織体制、沿革等及び業務協定の目的を踏まえた提案理由等を簡潔に示すこと。

(2) 提出部数

ア 企画提案書・・・・・・・・・・正本1部、副本5部

イ 費用積算内容・・・・・・・・・・正本1部、副本5部

ウ 参加者の組織概要書・・・・・・正本1部、副本5部

(3) 提出期限

令和8年10月2日（金）午後5時〔必着〕

(4) 提出先

岩手県教育委員会事務局教育企画室 ※連絡先は本書「4 (1)」を参照

(5) 提出方法

持参又は郵送により提出すること。

ア 持参の場合は、平日午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までの間に持参のこと。

イ 郵送の場合は、二重封筒とし、中封筒にプロポーザル提案書及びプロポーザル参加資格確認結果通知書の写しを同封のうえ厳封し、外封筒に「プロポーザル提案書在中」の旨を朱書きして、配達証明付書留郵便にて期日までに本書「4 (1)」に必着のこと。

(6) 留意事項

ア 提案は1者につき1提案とし、提出後の変更・加筆等は一切認めないこと。

イ 提出書類に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51条）に定める単位に限る。

ウ 提案の実現性に検討するために、必要に応じて企画提案者に対し、任意で追加資料の提出を求めることがある。

エ 提出期限までに企画提案書等を提出しない者は、プロポーザルに参加できないものとする。

オ 一度提出した企画提案書は、これを書換え、引換え又は撤回をすることができないものとする。

カ 企画提案書の作成、提出に係る費用は、選定結果に関わらず参加者の負担とする。
また、提出されたプロポーザル企画提案書は返却しないものとする。

7 企画提案等

(1) 企画提案（書類提出）

参加者は、企画提案書等を提出することにより提案する。

(2) 企画提案の無効

参加資格が認められなかった者の企画提案又は下記のいずれかに該当する提案は、無効とする。

ア 民法（明治29年法律第89号）第90条（公序良俗違反）、第93条（心裡留保）、第94条（虚偽表示）又は第95条（錯誤）に該当する提案

イ 誤字、脱字等により必要事項が確認できない提案

ウ その他、プロポーザルに関する条件に違反した提案

8 協定候補者の選定方法等

(1) 協定候補者の選定方法

ア 選定方法

協定候補者選定委員（以下、選定委員という。）が、提出のあった企画提案書等に基づき書面審査により選定する。

イ 審査方法

本業務の審査は、選定委員が企画提案書等を別途定める審査基準を基に評価し審査する。なお、OSごとに個別の選定はせず、企画提案内容を総合的に評価し選定する。

- ① 各選定委員が審査項目別に評価し評点を付ける。
- ② 各審査項目の評点について選定委員の平均点を算出し、その合計を総合評価点とする。
- ③ 総合評価点の高い順に総合順位を決定し、上位の者から協定候補者として選定する。

※ 総合評価点が高点の場合には、見積価格がより低いものを上位者とする。これが同数の場合には、選定委員の合議により総合順位を決定する。

※ 提案内容が本業務の目的を達成するに十分でない又は仕様を満たしていないと認められる場合は選定しないことがあり、協定候補者数は3者未満となる場合がある。

ウ 審査項目及び配点

配点は100点満点とし、審査項目及び配点は次のとおりとする。

審査項目		配点
事業目的の理解	(本事業の趣旨理解、BYODの理解、保護者負担軽減への理解)	10
業務遂行能力	(業務体制、問合せ対応体制、納品体制、過去実績、3年間の継続的な運営能力 等)	15
端末	(端末性能、利用のしやすさ、学習用途への適合性 等) ※ 提案OS数の多寡は評価対象とせず、提案された端末等の内容を総合的に評価する ※ 同一OSについて複数機種が提案された場合は、標準モデルとして示された機種を対象として評価する	20
保証・サポート	(保証期間、保証範囲、自己負担額、修理対応、保護者負担軽減 等)	15
購入プロセス	(ECサイト又は店舗販売の利便性、購入者サポート 等)	15
費用積算内容	(本体価格、販売手数料、保証費用その他購入者負担額 等)	20
独自提案	(独自提案 等)	5
合 計		100

なお、審査の結果、本業務を適切に履行する能力を有すると認められる者を協定候補者とするものとし、協定候補者が協定を締結しない場合は、審査の結果、本業務を適切に履行する能力を有すると認められた次順位者と協議を行うことがある。

(2) 審査日

日程 令和8年10月8日(木)【予定】

(3) 協定候補者の決定及び通知

ア 第1順位から第3順位までのうち、本業務を適切に履行する能力を有すると認められた者を協定候補者として決定する。

イ 協定候補者の結果については、参加者に書面で通知する。

ウ 県教委は、協定候補者と協定締結に向けた協議を行う。協定候補者が協定を締結しない場合は、審査の結果、本業務を適切に履行する能力を有すると認められた次順位者と協議を行うことがある。

9 協定締結に関する事項

- (1) 本業務は、生徒（保護者）の個人負担による購入になるため、県教委が契約当事者として契約せず、協定の締結を行う。
- (2) 選定した協定候補者と県教委が提案書を踏まえて協議し、協定に係る仕様を確定した上で協定を締結する。
- (3) 協定候補者と県教委との間で協議が整わない場合、または協定候補者が協定を辞退した場合は、本業務を適切に履行する能力を有すると認められた次順位者と協議の上、協定を締結する。

10 公正なプロポーザル実施の確保

- (1) 参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。
- (2) 参加者は、プロポーザルに当たっては、競争を制限する目的で他の参加者と参加意思及び提案内容について、いかなる相談も行ってはならず、独自に企画提案書を作成しなければならない。
- (3) 参加者は、協定候補者の選定前に、他の参加者に対し企画提案書を意図的に開示してはならない。
- (4) 参加者が連合し、又は不穏な行動をなす等の場合において、プロポーザルを公正に執行することができないと認められるときは、当該参加者をプロポーザルに参加させず、又はプロポーザルの執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

11 調達手続の停止等

岩手県政府調達苦情検討委員会から調達手続きの停止等の要請があった場合は、調達手続を停止等することがある。

12 その他

(1) 提出書類の取扱い

ア 参加者が県教委に提出した書類（以下「提出書類」という。）に含まれる著作物の著作権は、参加者に帰属する。

イ 提出書類は返却しない。

ウ 提案内容に含まれる特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、原則として参加者が負う。

(2) プロポーザルに要する経費について

プロポーザルに要する経費は、全て参加者が負担するものとする。

(3) プロポーザルへの不参加

参加資格確認後、参加資格を有すると認められた者が参加を辞退する場合は、令和8年10月2日（金）午後5時までに【様式1－4】を本書「4（1）」まで持参又は郵送により提出しなければならない。

なお、プロポーザル参加を辞退した者は、以降、これを理由として県が実施する他の企画提案募集等について不利益な取扱いを受けることはない。

ア 参加資格確認申請書及び添付書類に虚偽の記載をした者に対しては、一般委託契約に係る入札参加制限等措置基準に基づき、参加制限等の措置を行うことがある。

イ 参加資格を満たしている者であっても、不正又は不誠実な行為があった場合、経営状況が著しく不健全であると認められる場合等にあつては、参加資格を認めないことがある。

(4) 手続の停止又は契約の解除に係る費用補償について

手続の停止又は契約の解除があった場合でも、当該業務に要した費用については、一切補償しないものとする。